平成２８年（フ）第２１号
千葉県富津市湊195番地２
債務者　山本　　明
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第３号
富山県魚津市木下新87番地30
債務者　内村　修子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２８年（フ）第２３号
長野県上田市上田原700番地16　杉浦荘Ｂ－５号
債務者　池田美代子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第３０９号
愛知県尾張旭市新居町山の田3222番地３　プレンティ尾張旭市新居町Ｂ－２
債務者　二石美智江
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３６７号
滋賀県草津市草津２丁目３番19号　アドニス大崎　206号
債務者　林　登美子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６号
大津市池の里30番３号
債務者　原　　民惠
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３号
滋賀県甲賀市水口町梅が丘５番10―404号
債務者　金場　　淳
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５７号
大津市坂本７丁目14番25号、住民票上の住所大津市坂本７丁目15番６号
債務者　山本　紘也
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６１号
滋賀県湖南市石部南１丁目１番53―302号、前住所滋賀県甲賀市信楽町中野641番地58
債務者　伊藤　　誠
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６３号
滋賀県甲賀市水口町北泉１丁目87番地―203号、前住所大津市晴嵐２丁目１番２号　粟津第二団地10―２
債務者　萩野　　駿
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６８号
大津市美空町１番23―106号
債務者　山田　晴久
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６９号
滋賀県野洲市吉地1223番地　ハイツ如月203号
債務者　栗原千恵子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７８号
大津市中央２丁目２番20―802号、住民票上の住所大津市唐橋町７番40―602号
債務者　桑折　雅洋
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８１号
大津市大平１丁目11番Ｄ―501号
債務者　中佐　一美
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８４号
大津市本堅田４丁目20番７号　新泉ハイツＡ205号室
債務者　山口　達也
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８５号
大津市皇子が丘３丁目９番13号　ハイツ紅葉301
債務者　北本八重子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４３号
滋賀県東近江市林町771番地　エメシャンヴルⅠ　103号室
債務者　西山　典克
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
大津地方裁判所彦根支部